

## 烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等により全国各地において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、烏・神流川流域における堤防決壊等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、烏川、神流川、鎗川、碓氷川における直轄管理区間の河川を対象とする。

### (協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は関東地方整備局高崎河川国道事務所長とする。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長は、第1項によるものの他、必要があると認めるときには構成員を追加する他、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

### (幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は関東地方整備局高崎河川国道事務所副所長（河川）とする。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
- 6 会長または幹事長は、第2項によるものの他、必要があると認めるときには構成員を追加する他、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

### (災害情報協議部会)

第6条 協議会に災害情報協議部会を置く。

- 2 災害情報協議部会は、別表3に掲げる関東地方整備局高崎河川国道事務所管内烏・神流川の破堤・氾濫による氾濫域に関係する自治体をもって構成する。
- 3 災害情報協議部会に部会長を置く。部会長は関東地方整備局高崎河川国道事務所副所

長（河川）とする。

- 4 災害情報協議部会は次の各号に掲げる業務を実施する。
  - 1) 烏・神流川の氾濫域に関係する自治体への洪水情報伝達体制に関する事。
  - 2) 洪水ハザードマップの作成及び普及の促進に関する連絡調整に関する事。
  - 3) その他、必要な事項。
- 5 部会長は、必要に応じて災害情報協議部会を招集し議事運営を行う。
- 6 部会長は、第2項によるものの他、必要があると認めるときには構成員を追加する他、構成員以外の者を災害情報協議部会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（水防連絡部会）

第7条 協議会に水防連絡部会を置く。

- 2 水防連絡部会は、別表4に掲げる関東地方整備局高崎河川国道事務所管内烏・神流川流域沿川に関わる水防関係機関をもって構成する。
- 3 水防連絡部会に部会長を置く。部会長は関東地方整備局高崎河川国道事務所副所長（河川）とする。
- 4 水防連絡部会は次の各号に掲げる業務を実施する。
  - 1) 洪水予報及び水防警報に関する事。
  - 2) 重要水防箇所に関する事。
  - 3) 河川改修の状況、水防資機材整備状況の情報提供、交換に関する事。
  - 4) 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関する事。
  - 5) 水防対策の協力及び連絡に関する事。
  - 6) 水防対策の広報、宣伝に関する事。
  - 7) 水防対策の調査、研究に関する事。
  - 8) その他、必要な事項
- 5 部会長は、必要に応じて水防連絡部会を招集し議事運営を行う。
- 6 部会長は、第2項によるものの他、必要があると認めるときには構成員を追加する他、構成員以外の者を水防連絡部会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（協議会の実施事項）

第8条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有  
洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 地域の取組方針の作成  
円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会、部会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を関東地方整備局高崎河川国道事務所河川管理課に置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第13条 本規約は、平成28年5月17日から施行する。

平成28年9月 7日 改定

平成29年6月22日 改定

平成30年5月31日 改定

令和 2年6月29日 改定

令和 2年8月26日 改定

**令和 6年2月 9日 改定**

別表 1 (協議会)

会長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所長  
気象庁 前橋地方気象台 台長  
気象庁 熊谷地方気象台 台長  
独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所長  
群馬県 県土整備部 河川課長  
群馬県 総務部 危機管理課長  
埼玉県 県土整備部 河川砂防課長  
埼玉県 危機管理防災部 災害対策課長  
高崎市長  
藤岡市長  
玉村町長  
神川町長  
上里町長  
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 執行役員 高崎支社長  
上信電鉄株式会社 代表取締役社長

別表2 (幹事会)

幹事長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 副所長  
気象庁 前橋地方気象台 防災管理官  
気象庁 熊谷地方気象台 防災管理官  
独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所 所長代理  
群馬県 県土整備部 河川課 水害対策室長  
群馬県 総務部 危機管理課 危機管理・防災係長  
埼玉県 県土整備部 河川砂防課 副課長  
埼玉県 危機管理防災部 災害対策課 副課長  
高崎市 総務部 防災安全課長  
高崎市 建設部 土木課長  
藤岡市 総務部 地域安全課長  
玉村町 環境安全課長  
神川町 防災環境課長  
上里町 暮らし安全課長  
群馬県 高崎土木事務所 副所長  
群馬県 藤岡土木事務所 次長  
群馬県 伊勢崎土木事務所 次長  
埼玉県 本庄県土整備事務所 副所長兼河川砂防部長  
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー  
上信電鉄株式会社 鉄道部 取締役 鉄道部長

別表3 (災害情報協議部会)

部会長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 副所長  
群馬県 県土整備部 河川課 水害対策室長  
埼玉県 県土整備部 河川砂防課 副課長  
高崎市 総務部 防災安全課長  
藤岡市 総務部 地域安全課長  
玉村町 環境安全課長  
伊勢崎市 安心安全課長  
神川町 防災環境課長  
上里町 暮らし安全課長  
本庄市 都市整備部 道路管理課長  
深谷市 道路河川課長  
深谷市 総務防災課長

別表4 (水防連絡部会)

部会長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 副所長  
気象庁 前橋地方気象台 水害対策気象官  
気象庁 熊谷地方気象台 水害対策気象官  
群馬県 県土整備部 河川課 水害対策室長  
埼玉県 県土整備部 河川砂防課 副課長  
高崎市 総務部 防災安全課長  
藤岡市 総務部 地域安全課長  
玉村町 環境安全課長  
神流川水害予防組合 (神川町 **防災環境**課長)  
神流川水害予防組合・坂東上流水害予防組合 (上里町くらし安全課長)  
坂東上流水害予防組合 (本庄市危機管理課長)  
群馬県 高崎土木事務所 副所長  
群馬県 藤岡土木事務所 次長  
群馬県 伊勢崎土木事務所 次長  
埼玉県 本庄県土整備事務所 副所長兼河川砂防部長  
水資源機構 下久保ダム管理所 所長代理  
陸上自衛隊第12旅団司令部 第2部情報幹部  
陸上自衛隊第12後方支援隊 第2科長